

「東久留米市立中央児童館の今後の運営方法について（案）」についての

パブリックコメント実施結果

募集期間：平成 28 年 12 月 1 日（木）～平成 28 年 12 月 22 日（木）

受付件数：49件（27人）

ご意見の概要	ご意見に対する市長の考え方
<p>①（利用者との関係構築について）9件 今、くぬぎ児童館はなくなり滝山児童館がその分も運営されています。毎日大勢の子どもたちが児童館に集ってきて楽しく過しています。しかし、この滝山児童館も今年の4月から他の管理者になり、指導員の先生も変わられました。子どもたちが安心して慣れ親しんできた先生（指導員）が突然交代することは、決して望ましいことではありません。</p>	<p>児童館運営を行う上で、利用者の皆様との関係構築が重要であることは市として認識しております。今後も子どもたちと指導員との交流や関係性を大切にしたい運営に努めてまいります。</p>
<p>②（市の責務について）7件 市は責任を持っていろいろ職務を全うしてほしいと思います。</p>	<p>中央児童館が、指定管理者制度を導入した児童館（以下、「指定管理児童館」という。）となった場合、中央児童館が担ってきた役割は、市と指定管理児童館が連携し担うこととなります。現在、市と指定管理児童館は児童館運営連絡会等を通じて、連携や情報共有（要保護児童に関する情報を含む）を行っております。今後も市は管理運営状況を把握し、必要に応じて、助言等を行ってまいります。そして、市民の皆様との連携につきましても、現在行っている児童館アンケート調査や地域懇談会（市民の皆様・児童館職員・市の3者が児童館運営の意見交換を行う）等を更に推進し、市民の皆様のニーズを踏まえたサービスを提供してまいります。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する市長の考え方
<p>③（市立児童館の質及び運営ノウハウ等の継続について）6件 これまで培ってきた、東久留米の児童館の質、運営ノウハウ等、継続して行って欲しいと願います。</p>	<p>東久留米市立児童館の質及び運営ノウハウが継続できるよう、必要な引き継ぎを実施するとともに、定期的な情報共有や運営マニュアル等の充実に努めてまいります。</p>
<p>④（利用者に寄り添った児童館運営について）5件 市内の3つの地域児童館は、指定管理者制度が導入されている中で、1つ残された公立中央児童館は、専門の指導員によって利用者に寄り添った児童館運営を行いながら、貧困児童など困難な家庭の児童に関する情報の集約や関係機関への情報提供とともに、指定管理地区館への適切な対応の援助など重要な役割を果たしています。 このような公立中央児童館の重要な現場での役割を行政が手放すことは、地方自治体自身が、どの子ども幸せになる機会を奪ってしまうことにもなりかねません。</p>	<p>市内4児童館におきましては、児童厚生員等の資格を有する職員（以下、「専門職員」という。）を配置しております。今後も専門職員の継続した人材の配置を行うとともに、利用者と専門職員の信頼関係の構築をはかり、利用者に寄り添った児童館運営に努めてまいります。</p>
<p>⑤（要保護児童への対応について）4件 子どもたちをとりまく環境が複雑化し、「子どもの貧困や虐待など」対応せざる得ない場面も発生しています。専門性を発揮でき、連携できる直営館が必要です。</p>	<p>現在、市と指定管理児童館は、児童館運営連絡会等を通じて、要保護児童に関する情報の交換を行い、要保護児童対策地域協議会で対応策の協議を行っております。また、専門機関との連携につきましても、市・指定管理児童館・関係機関と行っております。今後も、これらの取り組みの充実に努めてまいります。</p>
<p>⑥（市の方針（案）について）3件 市の方針（案）は「庁内」で検討を重ねたと書かれていますが、「庁外」ではどのような議論の積み重ねがあったのでしょうか、子どもたちの成長・教育に関わった多くの市民の間で慎重に時間をかけて審議・議論すべきものです。</p>	<p>「東久留米市立中央児童館の今後の運営方法について（案）」（以下、市の方針（案）という。）は、利用者アンケート実施によるニーズの把握、中央児童館の状況など職員との情報交換等もしながらまとめております。また、今回のパブリックコメントを通じて、市民の皆様からご意見の募集も行っております。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する市長の考え方
<p>⑦（市民及び議会への説明について）3件 議会や審議会、いろいろな人の意見を聞かずに管理者が進めているように思えます。</p>	<p>⑥と同じ。</p>
<p>⑧（専門職員の配置について）3件 幅広く子どもたちをよく見て支えてくれる専門職は必要です。2、3年で転勤するような状態は避けなければならないです。</p>	<p>④と同じ。</p>
<p>⑨（指定管理児童館を束ねる立場について）3件 市直結の基幹となる中央児童館は、残すべきだと思います。他の、指定管理運営の児童館を束ねる立場として、正規の専門職員も、継続して配置して頂きたいと思います。</p>	<p>市は、中央児童館が担ってきた役割（各児童館への助言、各児童館との情報交換、合同行事の企画等）に留意していくことが重要であると考えております。中央児童館が担ってきた役割は、今後も市を中心に市内4児童館と連携し、担ってまいります。</p>
<p>⑩（指定管理者モニタリング結果の公表について）1件 こういう方針を勝手に庁内だけでまとめる前に、他の児童館を委託した結果の総括とそれを市民に公開してください。</p>	<p>市では、指定管理者のモニタリングを行い、指定管理者制度による公共サービスの履行に関し、条例・規則および協定などに従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認しております。また、指定管理者モニタリングによる評価結果につきましては、市ホームページで公開しております。</p>
<p>⑪（関係機関等との連携について）1件 民間委託だと、学校や民生児童委員・主任児童委員との連携は、難しいとも感じた。中央児童館は、市直営でなければならない。</p>	<p>⑤と同じ。</p>
<p>⑫（利用者及びボランティアとの関係構築について）1件 指定管理者が変わる時は特に気を配って下さい。利用者・支えてくれているボランティアの意見を聞いていく事も忘れずに続けてください。</p>	<p>児童館運営を行う上で、利用者及びボランティアの皆様との関係構築が重要であることは市として認識しております。今後も利用者及びボランティアの皆様との意見交換等を通じて関係構築し、市民の皆様のニーズを踏まえたサービスを提供してまいります。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する市長の考え方
<p>⑬（指定管理者制度を導入するメリットについて）1件 指定管理者制度を導入するメリットが理解できません。</p>	<p>指定管理者制度を導入する効果は下記のとおりです。</p> <p>①児童館の運営経費（コスト）を一定に抑えながら、中央児童館の利用者が希望している「日曜日及び祝日の開館」や「開館時間の延長」等のサービスの向上に取り組むことができます。</p> <p>②行事や移動児童館等の様々な児童館事業に取り組むために、人員面において柔軟に対応することができます。</p> <p>③民間事業者の柔軟な発想により利用者ニーズに応える柔軟な児童館運営が可能となります。</p> <p>④中央児童館の施設の軽微な修繕について、指定管理者が利用者の意見やニーズを踏まえ、適切な時期に柔軟に行うことができます。</p> <p>⑤民間事業者のノウハウを活用し、新規行事などを提案することができます。利用者のニーズを踏まえた新しい合同行事を企画していくことができます。</p>
<p>⑭（運営経費（コスト）について）1件 「民間活力の導入」とは官製ワーキングアづくりにほかならない。 説明の文言は「民間の活力」なるものは、安い運営経費で開館時間を伸ばせることの説明に終始している。</p>	<p>中央児童館の利用者の皆様が希望している「開館時間の延長」や「日曜日及び祝日の開館」等のサービスを実現するには、現在の職員数では対応することはできないのが現状です。よって、民間の活力を活用しながら、中央児童館の利用者の皆様が希望している「開館時間の延長」や「日曜日及び祝日の開館」等のサービスの向上に努めてまいります。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する市長の考え方
<p>⑮（その他）1件 平成28年11月25日に開催された第19回経済財政諮問会議の同会議員提出資料に「資料7」:「経済・財政一体改革の推進に向けた地方行財政改革の取組について」があります。この【参考資料】「トップランナー方式の検討対象業務(図書館管理等5業務)について」において、総務省は図書館管理、博物館管理、公民館管理、児童館等管理については、【業務改革の内容】、すなわち、【指定管理者制度導入】を「以下の地方団体の意見等を踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることとする」と断じました。</p>	<p>市としましては、平成28年11月25日に開催されました第19回経済財政諮問会議の同会議委員の提出資料である【資料7】「経済・財政一体改革の推進に向けた地方行財政改革の取組について」の存在は認識しております。また、トップランナー方式は、歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するとした制度であり、児童館の運営方法については各地方公共団体が判断するものと考えております。</p>